

産 業 建 設 委 員 会

令和 3 年 9 月 13 日 (月)
午前 10 時 ～ 時 分
全 員 協 議 会 室

【委 員】串崎委員長、飛野副委員長

川上委員、野藤委員、笹田委員、布施委員、道下委員

【委員外】

【議長団】

【執行部】砂川副市長

(産業経済部) 佐々木産業経済部長、大驛商工労働課長、石原農林振興課長、
永見水産振興課長、岸本観光交流課長

(都市建設部) 戸津川都市建設部長、西谷建設企画課長、倉本維持管理課長、
邊建築住宅課長

(弥 栄 支 所) 外浦弥栄支所長、三浦産業建設課長

【事務局】近重書記

議 題

1 請願等の意見陳述

- (1) 陳情第 212 号 主要地方道浜田美都線全線 2 車線化の促進の陳情について
- (2) 陳情第 235 号 擁壁の設置を求める陳情について
- (3) 陳情第 237 号 浜田市の施設として市民に必要なかどうか真実を見て対応することを求める陳情について
- (4) 陳情第 238 号 草刈・溝掃除を浜田市がすべきかどうかの検討を求める陳情について
- (5) 陳情第 239 号 浜田市市営住宅の連帯保証人の規定の撤廃を求める陳情について
- (6) 陳情第 240 号 市の基幹産業の見直しを求める陳情について
- (7) 陳情第 241 号 食料自給率をカロリー基準だけでなく、金額も基準として、自給率向上の推進を求める陳情について

2 陳情審査

- (1) 陳情第 212 号 主要地方道浜田美都線全線 2 車線化の促進の陳情について
- (2) 陳情第 235 号 擁壁の設置を求める陳情について
- (3) 陳情第 237 号 浜田市の施設として市民に必要なかどうか真実を見て対応することを求める陳情について
- (4) 陳情第 238 号 草刈・溝掃除を浜田市がすべきかどうかの検討を求める陳情について
- (5) 陳情第 239 号 浜田市市営住宅の連帯保証人の規定の撤廃を求める陳情について

(裏面に続く)

- (6) 陳情第 240 号 市の基幹産業の見直しを求める陳情について
- (7) 陳情第 241 号 食料自給率をカロリー基準だけでなく、金額も基準として、自給率向上の推進を求める陳情について
- 3 議案第 68 号 浜田市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第 69 号 浜田市営住宅条例等の一部を改正する条例について
- 5 議案第 70 号 工事請負契約の締結について
(浜田漁港 4 号荷さばき所建設に伴う建築主体工事)
- 6 議案第 71 号 工事請負契約の締結について
(浜田漁港 4 号荷さばき所建設に伴う電気設備工事)
- 7 議案第 72 号 工事請負契約の締結について
(浜田漁港 4 号荷さばき所建設に伴う機械設備工事)
- 8 議案第 73 号 市道路線の認定について (西浜田 163 号線外)
- 9 執行部報告事項
 - (1) 有限会社吉原木工所の工場増設について 【商工労働課】
 - (2) 漁業別水揚げについて 【水産振興課】
 - (3) 山陰浜田港公設市場(はまだお魚市場)の状況について 【水産振興課】
 - (4) 第 3 回全国未成線サミット in 浜田の開催について 【観光交流課】
 - (5) 令和 3 年 8 月豪雨による被害状況について (農林関係) (台風第 9 号を含む) 【農林振興課】
 - (6) 令和 3 年台風 9 号 (8 月 9 日) からの豪雨による被害状況について 【維持管理課】
 - (7) 市道日脚治和線 (周布橋) の通行止めについて 【維持管理課】
 - (8) 浜田市ふるさと体験村施設の活用について 【弥栄支所産業建設課】
 - (9) その他
- 10 その他
- 11 はまだ市民一日議会での発言内容の今後の取扱いについて
【産業建設委員会分】 (委員間で協議)

以上

陳 情 番 号	212
付託先委員会	産業建設委員会
審 査 結 果	

令和3年8月13日

陳情書

主要地方道浜田美都線全線 2車線化の促進方についての陳情書

浜田市

議長

川神裕司 様

主要地方道浜田美都線の早期全線

2車線化を願う会

浜田市弥栄町木都賀イ844

会長 村上 忠 登



要 旨

主要地方道浜田美都線の全線2車線化につきましては 私共願う会として平成24年来 毎年県及び浜田市長 並びに浜田市議会議長宛に要望活動が続けて参りました。

県に於かれては 現道拡幅での2車線改良と言う事で 今年度も伊羅原工区300m を3カ年かけ改良するとの事で我々も大変喜んでおりますが 残り区間が6000m余り在り 単純計算しますと相当の歳月を要し気が遠くなる思いであります。この路線の 旧浜田地区(鍋石トンネル)の工事が完成するまでは比較的順調に工事が進められ 残る箇所(木都賀～板井川)についても全線2車の計画図を示され 普通車の離合困難な田野原地区を 暫定1.5車線を数年で完成するとの事でありましたが 10年の歳月を要しました。その後県は木都賀寄りには 現道拡幅による改良 益田市との境界付近については 工事を進めた上で検討するとの事であり 大幅に後退したのでは無いかと 非常に危惧しております。

また 我々がこの会を立ち上げ要望活動を始めた動機は 浜田市が県への重点要望事項から外されていた事が判明し 危機感を抱き活動を始めたものであります。その後 市執行部 議会共に改選等により過去の経緯等十分なる理解が得られないまま 推移しているのではないかと とも考えられます。我々も又十分

なる説明に欠けていたのではないかとその反省もしております。

過去の経緯を十分ご理解頂き浜田美都線の全線2車線化が1日も早く完成出来ます様お願い申し上げます。

浜田美都線2車線改良と御部ダム建設事業との関連でありますが ダム建設につきましては 過去県営の水力発電に係る木都賀ダム建設に伴い周辺地帯の著しい衰退があり こうした状況を招いてはならない との意見が多く建設には反対が強く 将来不安を強く訴えたものであります。県もそうした住民の切なる思いを汲み取り 基本協定書の中で関係住民に 不安を与えない様にするとの項目を入れ 一方我々にもダム建設に協力する旨を明記した 基本協定書なるものが3町村長立会の基で取り交わし それに基き 事業が進められたものであります。この内容の基本協定書は その後事業が進められた周布川大長見ダム 益田川ダムの協定書には無いと思います。こうした県の特段の配慮に加えて 下流三隅町の住民を水害から守りたいとの三隅町の熱意 度重なる熱心な協力要請等々を受け 道義的な事も配慮し 一方 上流住民の将来不安の緩和になげたい との思いで 浜田美都線の全線2車線化を前提とし 補償基準協定書を3町村長立会の元で締結したものであります。思えばあの日から数えて30有余年 御部ダムは完成しその後の 水害時には機能は発揮し 下流住民の安心安全度は格段の向上が図られたと思っております。一方上流住民は 人口は減

少 集落機能も失われ地域衰退の一途を辿り 将来への不安は和らぐ事なく過
ごしているのが 現状であります。このような実態も十分ご理解頂きご配慮が賜
りたくお願い申し上げます。

尚 現在三隅川支流矢原川に ダムを建設し 御部ダムと共に洪水調整を計
る との事で有ります。 下流住民の安心安全度は確実なものになると思われま
す。このダム完成には15年の歳月を要すると聞いております。

私共の切なる願いが矢原川ダム完成に併せて叶いますよう 特別な取り扱い
を賜ります様 陳情申し上げます。

以上

陳 情 番 号	235
付託先委員会	産業建設委員会
審 査 結 果	

浜田市議会議長 様 陳情 (発言希望) 2021 年 8 月 18 日

件名：擁壁の設置を求める陳情について

趣旨（願意・理由）：

旧浜田カントリーからトライアルへ抜ける周布 53 号線での倒木、側溝からの洪水などにより、旧安藤建設の東西が遮断された（現在は解消）。

このような状況を解消するため、南側に擁壁を作ってほしい。

上記について執行部へ働きかけてください。

浜田市日脚町 184-1

森谷公昭



陳 情 番 号	237
付託先委員会	産業建設委員会
審 査 結 果	

浜田市議会議長 様

陳情 (発言希望)

2021年8月18日

件名：浜田市の施設として市民に必要かどうか真実を見て対応すること
を求める陳情について

趣旨（願意・理由）：

弥栄サービスステーションを応援する会に正会員として 1 万円を支払い加入した方がいます（2020年7月6日）。

入会のついでに、弥栄の JA でガソリンを入れたところ 156 円/ℓだった。

朝日町の JA では、136 円/ℓだった。

この事実を FB にアップしたところ下記のような扱いになりました。

FB への書き込んだことにより、役員会を開催した結果、「会員として認める事が出来ない」と、強制退会させられた という事です。

そして、1 万円の現金と単価 20 円分のガソリン代が現金書留で送られてきたという事です。

浜田市は、このような会ができたということもあわせて、弥栄住民のためにガソリンスタンドに数千万円の補助をしました

また、ふるさと体験村についても、浜田市の施設で、浜田市から何億円もつぎ込んでもらっているにもかかわらず、浜田市のものではなく、弥栄町のものとして扱うというような条例改正も含みながら進めている。

議員の皆さんに今まで通り注意してもらい 我田引水的な考えに惑わされず、表面だけでなく真実を見て対応をして欲しい。

浜田市の施設として、浜田市民として必要かどうかを判断基準にしてほしい。

上記について執行部へ働きかけてください。

浜田市日脚町 184-1

森谷公昭



陳 情 番 号	238
付託先委員会	産業建設委員会
審 査 結 果	

浜田市議会議長 様

陳情 (発言希望)

2021年8月18日

件名：草刈・溝掃除を浜田市がすべきかどうかの検討を求める陳情について

趣旨 (願意・理由)：

草刈・溝掃除は浜田市がすべきかどうかを検討して欲しい

草刈・溝掃除を年中行事として楽しんで行う町内会もある。義務感に感じ行う町内会もある。

しかし、参加者は60代以上、若者は関心がない町内会もある。

高齢者が多くて参加しても作業にならない町内会もある。

草刈が無い町内会もある。

溝掃除が無い町内会もある。

溝掃除を専門業者に頼んでいる町内会もある (バキューム)。

本来、溝は浜田市の物なので、普通に考えれば所有者が所有者の責任で行うべきものではなからうか？

やりたい町内は、やれば良い。

できないところは浜田市がやるように配慮工夫すべきではなからうか？

また、若者・学生・稼ぎたい人に有料でやってもらうという方法もある。

草刈りについて言えば、業者は運搬処理して 200 円/m²、刈って集めるところまでで 100 円/m²でやる手もある。

溝掃除と同じように、浜田市が集めることにしても良い。

そうすると、所得のアップにもつながる。

若者は大体収入が少ない 体力を使って 副業収入も可能。

草刈、溝掃除の負担軽減と若者等の所得アップで一石二鳥と考えることもできる。

上記について執行部へ働きかけてください。

浜田市日脚町 184-1

森谷公昭



陳 情 番 号	239
付託先委員会	産業建設委員会
審 査 結 果	

浜田市議会議長 様 陳情 (発言希望) 2021 年 8 月 18 日

件名：浜田市市営住宅の連帯保証人の規定の撤廃を求める陳情について

趣旨（願意・理由）：

浜田市の市営住宅の連帯保証人の規定をなくしてほしい

いくら担当課が理屈をつけても、市民は安い市営住宅というくくりで、一つ一つの目的を把握して申し込む人はいません。

そこらあたりを斟酌し、安い住宅、困った人の住宅、入りやすくするという意味で連帯保証人を設けないで入れるようにしてほしい。

上記について執行部へ働きかけてください。

浜田市日脚町 184-1

森谷公昭



陳 情 番 号	240
付託先委員会	産業建設委員会
審 査 結 果	

浜田市議会議長 様 陳情 (発言希望) 2021年8月18日

件名：市の基幹産業の見直しを求める陳情について

趣旨 (願意・理由)：

漁業を基幹産業としているが、浜田市の GDP 比較では 1%以下 (10 億円程度) である。
加工などの関連産業は、県外、国外から仕入れたものを使っているため
その部分は、一次産業とは無関係である。

基幹産業の位置づけに置いておいていいのか。

割合の大きな産業を基幹産業と呼ぶべきではなかろうか？

市長就任時 50 億円の水揚げ高を 10 年で 100 億円に言いながら、8 年目は 30 億円という体たらく。

県外・市外船が大きく獲るため、浜田の GDP 分は 10 億程度になる。

基幹産業を見直さないと笑われる。

上記について執行部へ働きかけてください。

浜田市日脚町 184-1

森谷公昭



陳 情 番 号	241
付託先委員会	産業建設委員会
審 査 結 果	

浜田市議会議長 様 陳情 (発言希望) 2021 年 8 月 18 日

件名：食料自給率をカロリー基準だけでなく、金額も基準として、自給率
向上の推進を求める陳情について

趣旨（願意・理由）：

食料自給率を考えながら浜田市の自給率を高めることを検討してほしい。

カロリーで計測すると自給率は 39%。

金額で計測すると 65%。世界のスタンダードは金額で食料自給率を計測すること。

さらに廃棄物を減らすことにより、浜田市の金額ベースの自給率アップを目指してはどうか。

上記について執行部へ働きかけてください。



浜田市日脚町 184-1

森谷公昭



令和3年9月浜田市議会定例会議 条例議案新旧対照表

（産業建設委員会）

新 旧 対 照 表 の 見 方

1 最上部に一部改正する条例の名称及び条例番号を表記しています。

2 新旧対照表の表記は、次のとおりです。

- (1) 左欄の「現行」が改正前、右欄の「改正後（案）」が改正後の内容
- (2) 改正のある条のみ表記
- (3) 改正のある条の中の改正のない項及び号は「〔略〕」で表記
- (4) 変更のある箇所を下線で表記

〔新旧対照表例〕

浜田市●●●条例（平成●●年浜田市条例第●●号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（見出し） 第●条 市長は、○○○○○○○○、 <u>●●●●</u> とする。 2 〔略〕	（見出し） 第●条 市長は、○○○○○○○○、 <u>▲▲▲▲</u> とする。 2 〔略〕

目 次

議案第68号 浜田市営住宅条例の一部を改正する条例について … 1ページ

議案第69号 浜田市営住宅条例等の一部を改正する条例について … 2ページ

浜田市営住宅条例（平成17年浜田市条例第247号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行					改正後（案）				
別表第2（第3条関係）					別表第2（第3条関係）				
〔略〕					〔略〕				
昭和54年度	黒川改良住宅5号棟	浜田市黒川町3733番地1	中層耐火構造4階建	16	昭和54年度	黒川改良住宅5号棟	浜田市黒川町3733番地1	中層耐火構造4階建	16
昭和56年度	黒川改良住宅6号棟	浜田市黒川町3733番地1	中層耐火構造4階建	16	昭和56年度	黒川改良住宅6号棟	浜田市黒川町3733番地1	中層耐火構造4階建	16
	黒川改良店舗	浜田市黒川町3733番地1	簡易耐火構造平家建	2					

浜田市営住宅条例（平成17年浜田市条例第247号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（住宅の検査） 第41条 〔略〕 2 入居者は、前項の検査のときまでに、入居者の費用で、畳の表替え、ふすま及び障子の張替え等並びに市営住宅の清掃を行うほか、入居者の責めに帰すべき事由による汚損、毀損等の原状回復を行わなければならない。 _____ _____ 3 〔略〕	（住宅の検査） 第41条 〔略〕 2 入居者は、前項の検査のときまでに、入居者の費用で、畳の表替え、ふすま及び障子の張替え等並びに市営住宅の清掃を行うほか、入居者の責めに帰すべき事由による汚損、毀損等の原状回復を行わなければならない。<u>ただし、市長が必要ないと認める場合はこの限りでない。</u> 3 〔略〕

浜田市特定公共賃貸住宅条例（平成17年浜田市条例第249号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（住宅の検査及び原状回復） 第32条 〔略〕 2 入居者は、前項の検査のときまでに、入居者の費用で、畳の表替え、ふすま及び障子の張替え等並びに特定公共賃貸住宅の清掃を行うほか、入居者の責めに帰すべき事由による汚損、毀損等の原状回復を行わなければならない。 _____ _____ 3 〔略〕	（住宅の検査及び原状回復） 第32条 〔略〕 2 入居者は、前項の検査のときまでに、入居者の費用で、畳の表替え、ふすま及び障子の張替え等並びに特定公共賃貸住宅の清掃を行うほか、入居者の責めに帰すべき事由による汚損、毀損等の原状回復を行わなければならない。<u>ただし、市長が必要ないと認める場合はこの限りでない。</u> 3 〔略〕

浜田市雇用促進住宅条例（平成22年浜田市条例第24号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（住宅の検査） 第28条　〔略〕 2　入居者は、前項の検査のときまでに、入居者の費用で、畳の表替え、ふすま及び障子の張替え等並びに雇用促進住宅の清掃を行うほか、入居者の責めに帰すべき事由による汚損、毀損等の原状回復を行わなければならない。 _____ _____ 3　〔略〕	（住宅の検査） 第28条　〔略〕 2　入居者は、前項の検査のときまでに、入居者の費用で、畳の表替え、ふすま及び障子の張替え等並びに雇用促進住宅の清掃を行うほか、入居者の責めに帰すべき事由による汚損、毀損等の原状回復を行わなければならない。<u>ただし、市長が必要ないと認める場合はこの限りでない。</u> 3　〔略〕

浜田市地域定住住宅条例（令和2年浜田市条例第14号）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

現行	改正後（案）
（住宅の明渡し） 第26条　〔略〕 2　入居者は、前項の検査のときまでに、入居者の費用で、畳の表替え、ふすま及び障子の張替え等並びに定住住宅の清掃を行うほか、入居者の責めに帰すべき事由による汚損、毀損等の原状回復を行わなければならない。 _____ _____ 3　〔略〕	（住宅の明渡し） 第26条　〔略〕 2　入居者は、前項の検査のときまでに、入居者の費用で、畳の表替え、ふすま及び障子の張替え等並びに定住住宅の清掃を行うほか、入居者の責めに帰すべき事由による汚損、毀損等の原状回復を行わなければならない。<u>ただし、市長が必要ないと認める場合はこの限りでない。</u> 3　〔略〕

周布 114 号線

周布 114 号線

延長 128.1m

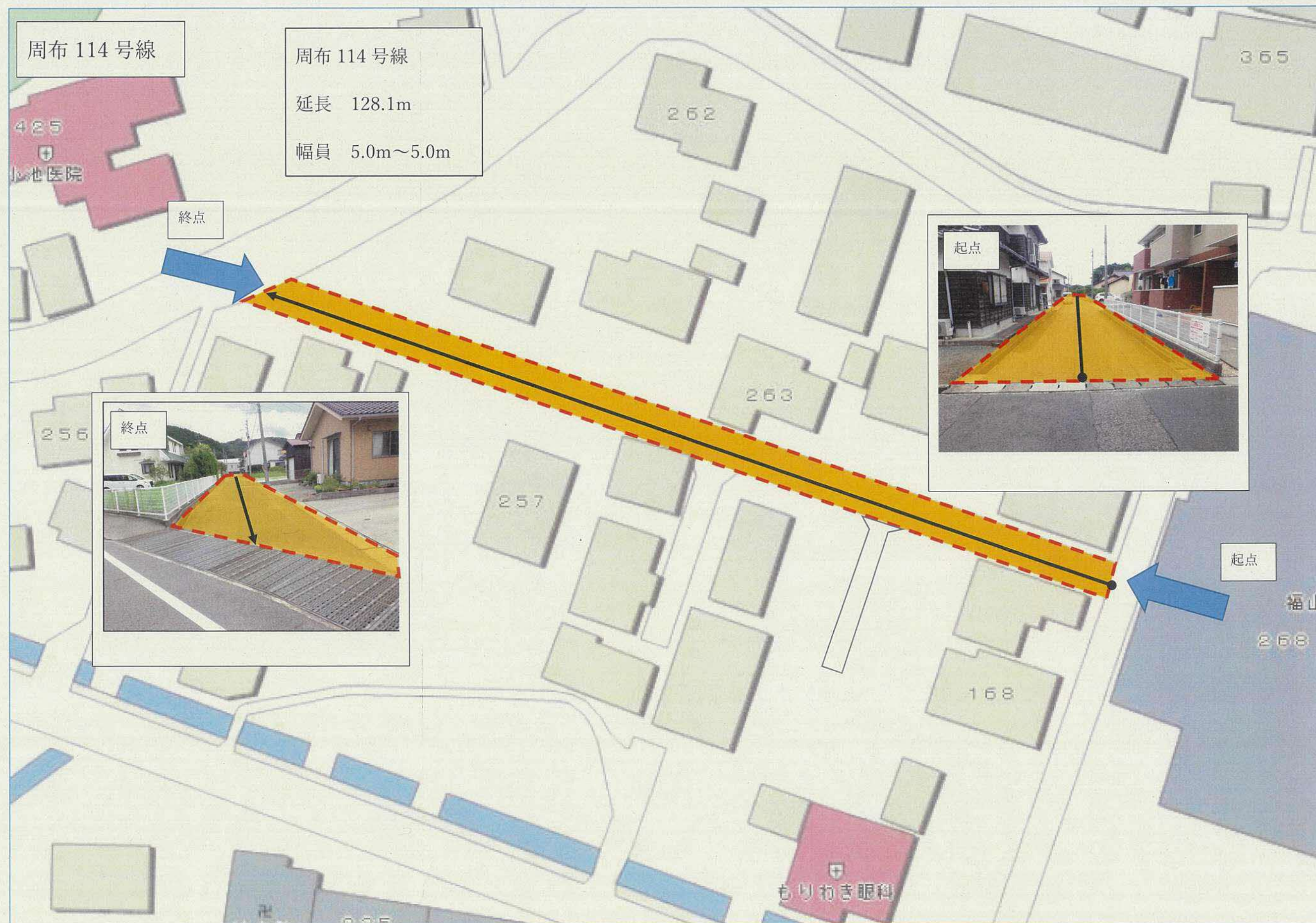
幅員 5.0m~5.0m

終点

起点

終点

起点



周布 115 号線

周布 115 号線

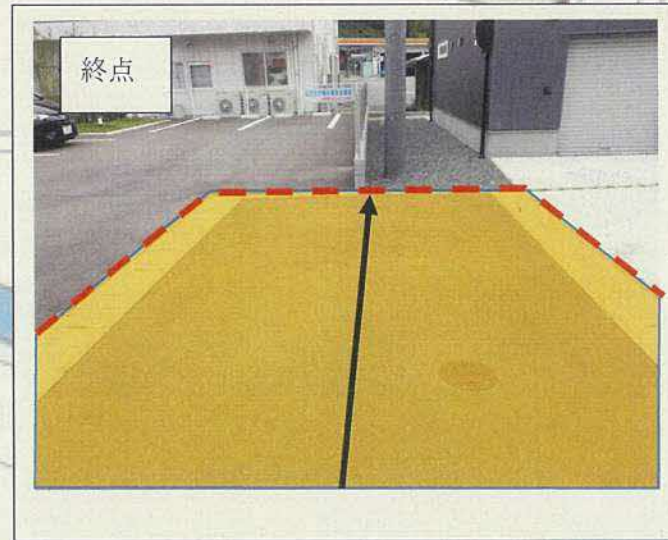
延長 29.3m

幅員 4.0m~4.0m



起点

終点



周布 116 号線

周布 116 号線

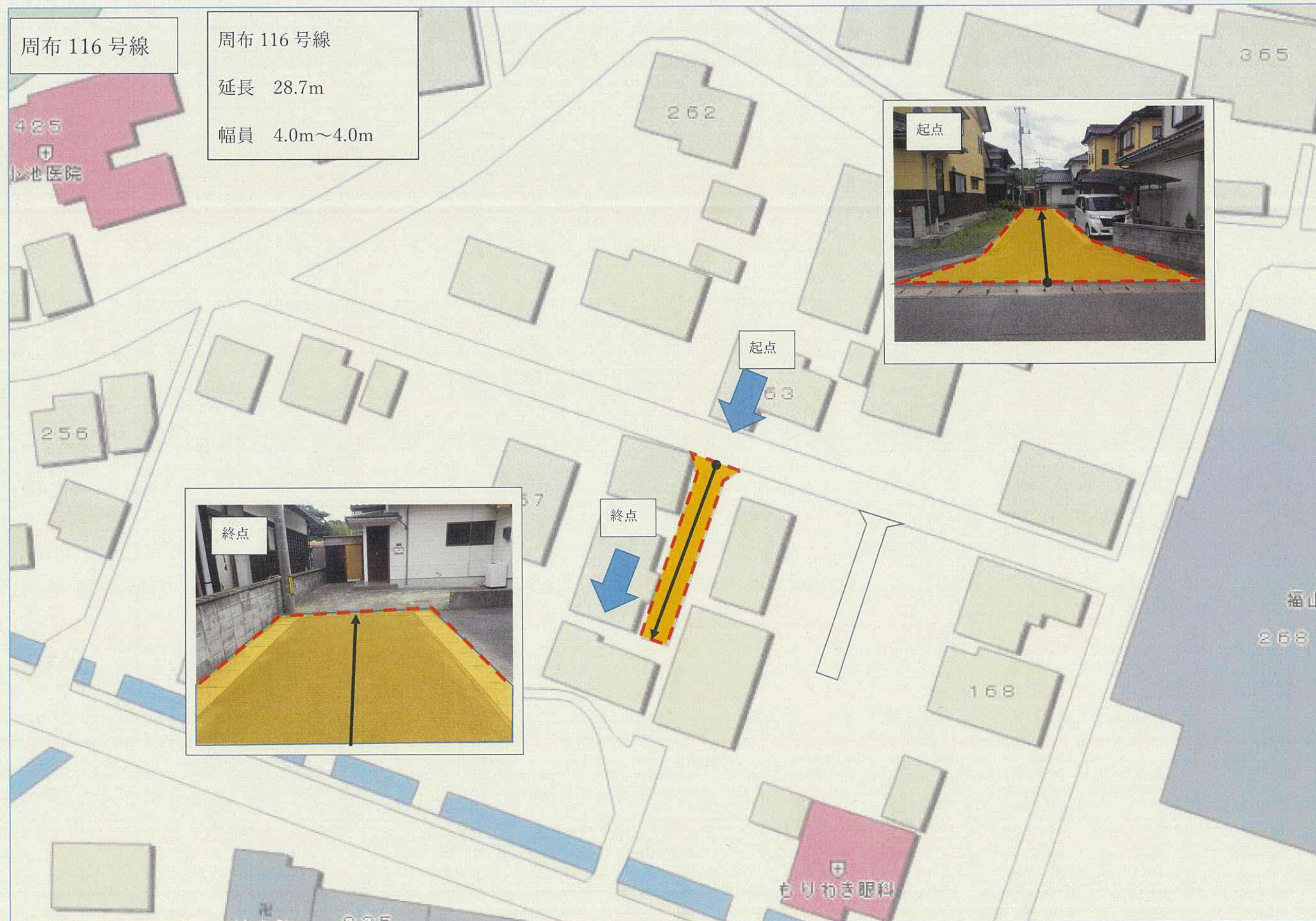
延長 28.7m

幅員 4.0m~4.0m



終点

起点



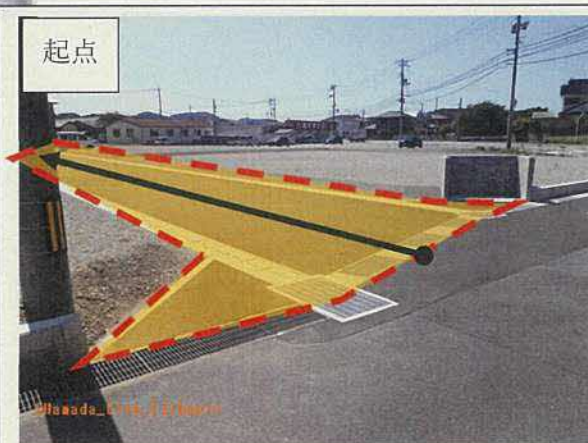
周布 117 号線

周布 117 号線

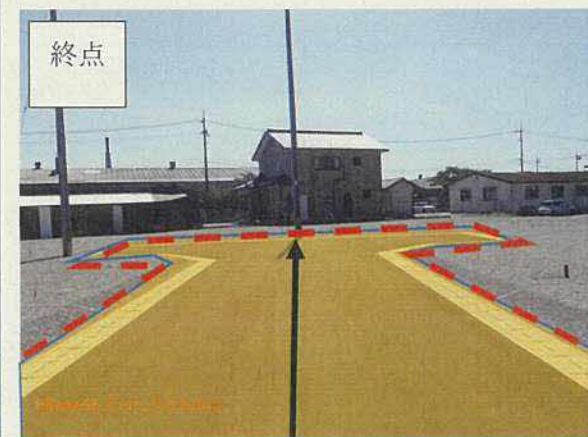
延長 51.6m

幅員 6.0m~6.0m

起点

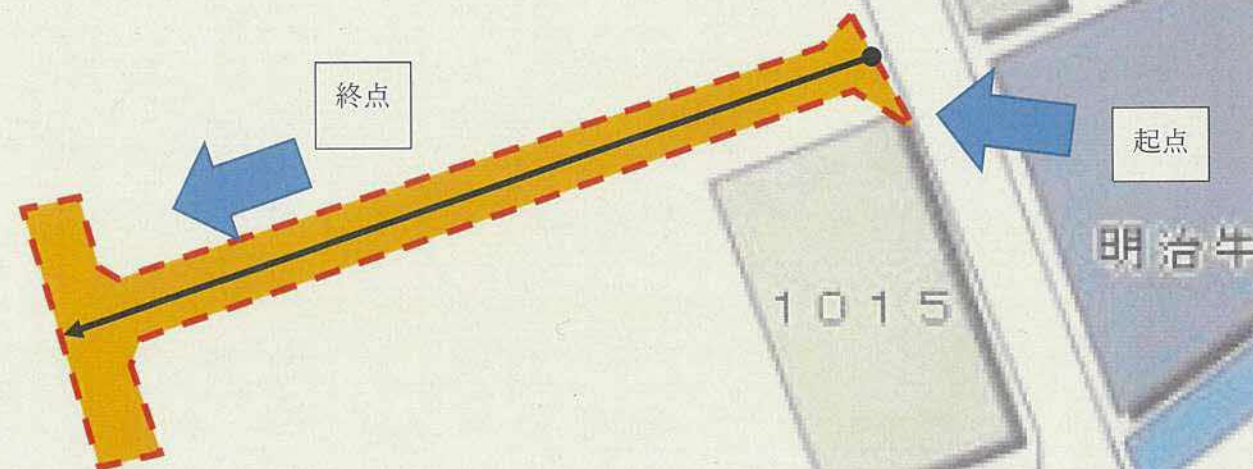


終点



終点

起点



西浜田 163 号

西浜田 163 号線
延長 79.9m
幅員 4.2m~6.0m



起点

